

第 32 回 高等学校就職問題検討会議資料一覧

資料 1 令和 5 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定状況（令和 4 年 10 月末現在）
に関する調査について

資料 2 令和 5 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始
期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

資料 3 令和 6 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始
期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）（案）

資料 4 令和 6 年 3 月新規高等学校卒業者の就職に関する仕組み（案）

資料 5 全国高等学校長協会 意見交換用資料

令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況 (令和4年10月末現在)に関する調査について

<調査の概要>

- 本調査は、高校生の就職問題に適切に対処するための参考資料を得るために、来春の高等学校卒業予定者で就職を希望する者の就職内定状況を10月末、12月末、3月末現在の状況で調査しており、今回は、10月末現在で取りまとめたものである。
- 本調査は昭和51年度から実施しており、調査方法は、国立については該当国立大学法人、公立については各都道府県教育委員会、私立については各都道府県知事部局を通じて行った悉皆調査である。
- 厚生労働省も高校生の就職内定状況について類似の調査を行っているが、これは学校又は公共職業安定所の紹介を希望する者のみを調査対象としている。一方、本調査は、学校等の紹介を希望しない自営業者や公務員などを含め、就職を希望する者全員を対象としていることから、母集団が大きくなっている。

<調査内容>

1. 調査対象 国立、公立、私立の高等学校及び中等教育学校（全日制・定時制）
2. 調査項目 学科別（国立、公立、私立の別）の就職内定状況
都道府県別（県内・県外別）の就職内定状況

<結果の概要>

1. 就職希望者数・就職内定者数等

卒業予定者	972,316人	(前年同月	1,001,111人)
就職希望者	138,201人	(前年同月	148,761人)
うち就職内定者	105,179人	(前年同月	111,788人)
うち未内定者	33,022人	(前年同月	36,973人)

2. 就職内定率（就職希望者に対する就職内定者の割合）

76.1%（前年同月比 1.0ポイント増）

○男女別

男子 77.0%（前年同月比0.7ポイント増）
女子 74.6%（前年同月比1.4ポイント増）

○学科別（就職内定率が高い順）

「工業」87.8%、「看護」83.5%、「商業」81.3%、「水産」79.0%、
「福祉」78.6%、「家庭」78.6%、「農業」77.0%、「情報」75.4%、
「総合学科」73.7%、「普通」63.2%

※「その他」の学科は除く。

※「看護」に関する学科は看護師5年一貫課程が主となるため、5年課程5年次の就職内定率を示している。

○都道府県別

就職内定率の高い県：富山県 88.6%、愛知県 88.2%、三重県 87.6%、
佐賀県 85.2%、岐阜県 84.2%、福井県 84.2%
就職内定率の低い県：沖縄県 47.2%、北海道 59.8%、高知県 62.4%、
神奈川県 62.7%、千葉県 66.6%、東京都 66.6%

令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（学科別）

令和4年10月31日現在

学科名	設置者	卒業者予定数 (A)	就職希望者数 (B)	就職希望率 (B/A)	就職内定者数 (C)	未内定者数 (B-C)	就職内定率 (D=C/B)	前年同期 就職内定率 (%)	前年同期 増減 (D-E) (ポイント)
普通	国立	2,733	7	0.3	1	6	14.3	0.0	14.3
	公立	422,637	31,394	7.4	19,618	11,776	62.5	60.9	1.6
	私立	290,469	13,523	4.7	8,767	4,756	63.8	63.3	1.5
	計	715,839	44,924	6.3	28,386	16,538	63.2	61.6	1.6
農業	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	23,208	10,942	47.1	8,423	2,519	77.0	76.9	0.1
	私立	100	10	10.0	7	3	70.0	66.7	3.3
	計	23,308	10,952	47.0	8,430	2,522	77.0	76.9	0.1
工業	国立	186	0	0.0	0	0	—	—	—
	公立	62,620	39,678	63.4	35,000	4,678	88.2	87.9	0.3
	私立	8,509	4,203	49.4	3,512	691	83.6	83.2	0.4
	計	71,315	43,881	61.5	38,512	5,369	87.8	87.4	0.4
商業	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	46,778	16,538	35.4	13,507	3,031	81.7	80.5	1.2
	私立	8,402	2,346	27.9	1,845	501	78.6	75.7	2.9
	計	55,180	18,884	34.2	15,352	3,532	81.3	80.0	1.3
水産	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	2,503	1,465	58.5	1,157	308	79.0	76.3	2.7
	私立	0	0	—	0	0	—	—	—
	計	2,503	1,465	58.5	1,157	308	79.0	76.3	2.7
家庭	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	6,835	1,872	27.4	1,550	322	82.8	81.4	1.4
	私立	4,138	1,604	38.8	1,181	423	73.6	67.7	5.9
	計	10,973	3,476	31.7	2,731	745	78.6	75.3	3.3
看護 (3年課程3年次)	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	174	7	4.0	2	5	28.6	33.3	△ 4.7
	私立	708	19	2.7	5	14	26.3	34.6	△ 8.3
	計	882	26	2.9	7	19	26.9	34.5	△ 7.6
看護 (5年課程3年次)	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	901	1	0.1	0	1	0.0	50.0	△ 50.0
	私立	2,524	14	0.6	6	8	42.9	31.6	11.3
	計	3,425	15	0.4	6	9	40.0	34.8	5.2
看護 (5年課程5年次)	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	952	863	90.7	768	95	89.0	87.1	1.9
	私立	2,356	2,281	96.8	1,856	425	81.4	82.4	△ 1.0
	計	3,308	3,144	95.0	2,624	520	83.5	83.6	△ 0.1
情報	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	702	138	19.7	98	40	71.0	72.7	△ 1.7
	私立	367	86	23.4	71	15	82.6	78.0	4.6
	計	1,069	224	21.0	169	55	75.4	74.8	0.6
福祉	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	1,566	597	38.1	507	90	84.9	84.3	0.6
	私立	794	341	42.9	230	111	67.4	67.4	0.0
	計	2,360	938	39.7	737	201	78.6	78.2	0.4
その他	国立	39	0	0.0	0	0	—	—	—
	公立	27,230	989	3.6	592	397	59.9	59.6	0.3
	私立	6,508	584	9.0	367	217	62.8	64.3	△ 1.5
	計	33,777	1,573	4.7	959	614	61.0	61.0	0.0
総合学科	国立	272	2	0.7	1	1	50.0	60.0	△ 10.0
	公立	48,198	11,000	22.8	8,224	2,776	74.8	74.6	0.2
	私立	3,215	841	26.2	508	333	60.4	65.0	△ 4.6
	計	51,685	11,843	22.9	8,733	3,110	73.7	73.9	△ 0.2
計	国立	3,230	9	0.3	2	7	22.2	30.0	△ 7.8
	公立	643,352	114,621	17.8	88,678	25,943	77.4	76.4	1.0
	私立	(670,854)	(124,570)	(18.6)	(95,206)	(29,364)	(76.4)	(76.4)	0.0
	計	325,734	23,571	7.2	16,499	7,072	70.0	68.6	1.4
	計	(327,023)	(24,181)	(7.4)	(16,579)	(7,602)	(68.6)	(76.1)	7.5
	計	972,316	138,201	14.2	105,179	33,022	76.1	75.1	1.0
	計	(1,001,111)	(148,761)	(14.9)	(111,788)	(36,973)	(75.1)	(75.1)	0.0

注 1. ()内は、前年同期の状況である。
2. 看護(5年課程5年次)は、高等学校卒業予定者ではないため集計からは除いている。

令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（学科別）

令和4年10月31日現在

（男子）

学科名	設置者	卒業者予定数 (A)	就職希望者数 (B)	就職希望率 (B/A)	就職内定者数 (C)	未内定者数 (B-C)	就職内定率 (D=C/B)	前年同期 就職内定率 (%)	前年同期比 増減 (D-E) (ポイント)
普通	国立	1,355	3	0.2	1	2	33.3	0.0	33.3
	公立	203,881	17,040	8.4	10,350	6,690	60.7	60.0	0.7
	私立	149,010	7,986	5.4	5,199	2,787	65.1	63.3	1.8
	計	354,246	25,029	7.1	15,550	9,479	62.1	61.0	1.1
農業	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	11,967	6,308	52.7	4,659	1,649	73.9	74.7	△0.8
	私立	67	5	7.5	4	1	80.0	50.0	30.0
	計	12,034	6,313	52.5	4,663	1,650	73.9	74.7	△0.8
工業	国立	139	0	0.0	0	0	—	—	—
	公立	54,757	35,767	65.3	31,648	4,119	88.5	88.2	0.3
	私立	7,916	4,039	51.0	3,386	653	83.8	83.4	0.4
	計	62,812	39,806	63.4	35,034	4,772	88.0	87.8	0.2
商業	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	17,168	5,541	32.3	4,199	1,342	75.8	74.4	1.4
	私立	3,940	1,056	26.8	835	221	77.4	77.4	0.0
	計	21,108	6,597	31.3	5,034	1,563	76.3	74.8	1.5
水産	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	1,908	1,126	59.0	894	232	79.4	75.7	3.7
	私立	0	0	—	0	0	—	—	—
	計	1,908	1,126	59.0	894	232	79.4	75.7	3.7
家庭	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	607	290	47.8	240	50	82.8	78.7	4.1
	私立	1,036	546	52.7	414	132	75.8	65.5	10.3
	計	1,643	836	50.9	654	182	78.2	69.5	8.7
看護 (3年課程3年次)	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	20	1	5.0	1	0	100.0	100.0	0.0
	私立	52	1	1.9	1	0	0.0	0.0	0.0
	計	72	2	2.8	2	1	50.0	50.0	0.0
看護 (5年課程3年次)	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	23	0	0.0	0	0	—	—	—
	私立	159	4	2.5	2	2	50.0	25.0	25.0
	計	182	4	2.2	2	2	50.0	25.0	25.0
看護 (5年課程5年次)	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	21	20	95.2	16	4	80.0	83.3	△3.3
	私立	140	138	98.6	106	32	76.8	73.5	3.3
	計	161	158	98.1	122	36	77.2	74.6	2.6
情報	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	486	92	18.9	61	31	66.3	71.7	△5.4
	私立	198	39	19.7	31	8	79.5	79.2	0.3
	計	684	131	19.2	92	39	70.2	74.5	△4.3
福祉	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	322	142	44.1	114	28	80.3	75.5	4.8
	私立	203	87	42.9	62	25	71.3	62.3	9.0
	計	525	229	43.6	176	53	76.9	70.1	6.8
その他	国立	9	0	0.0	0	0	—	—	—
	公立	12,826	543	4.2	319	224	58.7	57.2	1.5
	私立	2,293	191	8.3	95	96	49.7	57.6	△7.9
	計	15,128	734	4.9	414	320	56.4	57.3	△0.9
総合学科	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	20,246	5,486	27.1	4,000	1,486	72.9	72.6	0.3
	私立	1,743	470	27.0	300	170	63.8	65.7	△1.9
	計	22,098	5,957	27.0	4,300	1,657	72.2	72.2	0.0
計	国立	1,612	4	0.2	1	3	25.0	25.0	0.0
	公立	324,211	72,336	22.3	56,485	15,851	78.1	77.5	0.6
	私立	337,994	(77,951)	(23.1)	(60,410)	(17,541)	(77.5)	70.0	7.5
	計	166,617	14,424	8.7	10,328	4,096	71.6	70.0	1.6
	計	(167,241)	(14,824)	(8.9)	(10,382)	(4,442)	(70.0)	77.0	0.7
	計	492,440	86,764	17.6	66,814	19,950	77.0	76.3	0.7
	計	(506,836)	(92,779)	(18.3)	(70,793)	(21,986)	(76.3)	(76.3)	0.0

注 1. () 内は、前年同期の状況である。
2. 看護(5年課程5年次)は、高等学校卒業予定者ではないため集計からは除いている。

令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（学科別）

(女子)

令和4年10月31日現在

学科名	設置者	卒業者予定数 (A) (人)	就職希望者数 (B) (人)	就職希望率 (B/A) (%)	就職内定者数 (C) (人)	未内定者数 (B-C) (人)	就職内定率 (D=C/B) (%)	前年同期 就職内定率 (%)	前年同期 増減 (D-E) (ポイント)
普通	国立	1,378	4	0.3	0	0	0.0	0.0	0.0
	公立	218,756	14,354	6.6	9,268	5,086	64.6	62.0	2.6
	私立	141,459	5,537	3.9	3,568	1,969	64.4	63.4	1.0
	計	361,593	19,895	5.5	12,836	7,059	64.5	62.4	2.1
農業	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	11,241	4,634	41.2	3,764	870	81.2	79.8	1.4
	私立	33	5	15.2	3	2	60.0	80.0	△ 20.0
	計	11,274	4,639	41.1	3,767	872	81.2	79.8	1.4
工業	国立	47	0	0.0	0	0	—	—	—
	公立	7,863	3,911	49.7	3,352	559	85.7	84.4	1.3
	私立	593	164	27.7	126	38	76.8	77.4	△ 0.6
	計	8,503	4,075	47.9	3,478	597	85.3	84.1	1.2
商業	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	29,610	10,997	37.1	9,308	1,689	84.6	83.5	1.1
	私立	4,462	1,290	28.9	1,010	280	78.3	74.4	3.9
	計	34,072	12,287	36.1	10,318	1,969	84.0	82.5	1.5
水産	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	595	339	57.0	263	76	77.6	78.6	△ 1.0
	私立	0	0	—	0	0	—	—	—
	計	595	339	57.0	263	76	77.6	78.6	△ 1.0
家庭	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	6,228	1,582	25.4	1,310	272	82.8	81.8	1.0
	私立	3,102	1,058	34.1	767	291	72.5	68.8	3.7
	計	9,330	2,640	28.3	2,077	563	78.7	77.0	1.7
看護 (3年課程3年次)	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	154	6	3.9	1	5	16.7	0.0	16.7
	私立	656	18	2.7	5	13	27.8	36.0	△ 8.2
	計	810	24	3.0	6	18	25.0	33.3	△ 8.3
看護 (5年課程3年次)	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	878	1	0.1	0	1	0.0	50.0	△ 50.0
	私立	2,365	10	0.4	4	4	40.0	33.3	6.7
	計	3,243	11	0.3	4	7	36.4	36.8	△ 0.4
看護 (5年課程5年次)	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	931	843	90.5	752	91	89.2	87.2	2.0
	私立	2,216	2,143	96.7	1,750	393	81.7	83.0	△ 1.3
	計	3,147	2,986	94.9	2,502	484	83.8	84.2	△ 0.4
情報	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	216	46	21.3	37	9	80.4	74.1	6.3
	私立	169	47	27.8	40	7	85.1	76.6	8.5
	計	385	93	24.2	77	16	82.8	75.2	7.6
福祉	国立	0	0	—	0	0	—	—	—
	公立	1,244	455	36.6	393	62	86.4	86.6	△ 0.2
	私立	591	254	43.0	168	86	66.1	69.1	△ 3.0
	計	1,835	709	38.6	561	148	79.1	80.5	△ 1.4
その他	国立	30	0	0.0	0	0	—	—	—
	公立	14,404	446	3.1	273	173	61.2	62.0	△ 0.8
	私立	4,215	393	9.3	272	121	69.2	67.3	1.9
	計	18,649	839	4.5	545	294	65.0	63.9	1.1
総合学科	国立	163	1	0.6	1	0	100.0	100.0	50.0
	公立	27,952	5,514	19.7	4,224	1,290	76.6	76.5	0.1
	私立	1,472	371	25.2	208	163	56.1	64.2	△ 8.1
	計	29,587	5,886	19.9	4,433	1,453	75.3	75.7	△ 0.4
計	国立	1,618	5	0.3	1	4	20.0	33.3	△ 13.3
	公立	(1,633)	(6)	(0.4)	(2)	(4)	(33.3)	(74.6)	1.5
	私立	(32,860)	(46,619)	(14.0)	(34,796)	(11,823)	(74.6)	(66.2)	1.3
	計	159,117	9,147	5.7	6,171	2,976	67.5	66.2	1.3
	計	(159,782)	(9,357)	(5.9)	(3,160)	(66.2)	(74.6)	(73.2)	1.4
	計	479,876	51,437	10.7	38,365	13,072	74.6	73.2	1.4
	計	(494,275)	(55,982)	(11.3)	(40,995)	(14,987)	(73.2)	(73.2)	(11.3)

注 1. () 内は、前年同期の状況である。
2. 看護(5年課程5年次)は、高等学校卒業予定者ではないため集計からは除いている。

令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（都道府県別）

（男子・女子）

令和4年10月31日現在

	卒業予定者数 (人)		就職希望者数 (人)		就職内定者数 (人)		R04.10.31現在就職内定率(A) (%)		前年同期就職内定率(B) (%)		前年同期増減(A-B) (ポイント)	
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計
北海道	36,826	352	6,585	3,648	288	3,936	58.5	81.8	59.8	56.5	72.8	57.4
青森	9,843	862	2,307	955	620	1,575	66.1	71.9	68.3	65.7	69.1	66.9
岩手	9,776	622	2,453	1,466	494	1,960	80.1	79.4	79.9	78.5	82.4	79.5
宮城	17,943	615	3,417	1,934	518	2,452	69.0	84.2	71.8	66.8	85.3	69.8
秋田	7,026	453	1,948	1,053	345	1,398	70.4	76.2	71.8	74.3	68.6	73.0
山形	8,817	443	2,252	1,369	354	1,723	75.7	79.9	76.5	75.1	79.8	75.9
福島	14,578	3,201	3,783	2,595	488	3,083	81.1	83.8	81.5	80.4	79.5	80.3
茨城	23,972	3,647	4,115	2,853	369	3,222	78.2	78.8	78.3	75.1	71.2	74.7
栃木	15,931	2,466	2,997	2,045	465	2,510	82.9	87.6	83.8	82.5	81.8	82.4
群馬	15,876	3,304	2,611	1,869	220	2,089	81.0	72.4	80.0	80.9	69.5	80.0
埼玉	52,535	3,823	5,436	2,714	1,269	3,983	71.0	78.7	73.3	69.1	79.2	72.0
千葉	46,153	3,960	4,599	2,578	484	3,062	65.1	75.7	66.6	64.5	69.9	65.4
東京	98,391	3,850	4,401	2,552	380	2,932	66.3	69.0	66.6	64.6	77.6	65.9
神奈川	63,807	3,485	4,111	2,075	502	2,577	59.5	80.2	62.7	59.1	81.8	62.5
新潟	17,024	2,234	2,532	1,752	198	1,950	78.4	66.4	77.0	79.5	73.0	78.8
富山	8,313	1,541	1,621	1,375	61	1,436	89.2	76.3	88.6	89.1	70.1	88.2
石川	9,418	1,552	1,686	1,313	90	1,403	84.6	67.2	83.2	84.1	78.2	83.6
福井	6,737	1,076	1,187	930	69	999	86.4	62.2	84.2	84.6	48.5	81.8
山梨	7,298	933	1,056	753	92	845	80.7	74.8	80.0	80.1	75.2	79.5
長野	16,856	2,458	2,671	2,016	154	2,170	82.0	72.3	81.2	80.5	61.8	78.9
岐阜	16,207	2,348	3,096	1,954	653	2,607	83.2	87.3	84.2	84.5	88.8	85.5
静岡	29,754	5,028	5,456	4,181	367	4,548	83.2	85.7	83.4	81.3	80.5	81.2
愛知	60,001	8,595	9,020	7,613	347	7,960	88.6	81.6	88.2	86.6	83.1	86.5
愛媛	14,293	3,031	3,433	2,646	360	3,006	87.3	89.6	87.6	87.3	86.7	87.2
滋賀	11,850	1,701	1,838	1,419	117	1,536	83.4	85.4	83.6	81.7	78.6	81.5
京都	21,327	1,110	1,375	818	211	1,029	73.7	79.6	74.8	71.4	77.8	72.5
大阪	66,942	5,216	5,564	3,763	295	4,058	72.1	84.8	72.9	69.6	83.0	70.5
兵庫	41,793	4,100	4,794	3,250	585	3,835	79.3	84.3	80.0	79.0	85.8	80.0
奈良	10,591	682	1,075	446	316	762	65.4	80.4	70.9	68.6	76.5	71.5
和歌山	7,335	1,016	1,280	735	215	950	72.3	81.4	74.2	73.8	75.3	74.1
鳥取	4,627	708	911	552	162	714	78.0	79.8	78.4	83.8	75.3	82.1
島根	5,546	899	1,125	702	175	877	78.1	77.4	78.0	82.2	67.2	79.2
岡山	16,078	2,529	3,105	2,065	486	2,551	81.7	84.4	82.2	82.3	85.4	82.8
広島	21,869	2,377	2,675	1,745	242	1,987	73.4	81.2	74.3	73.7	76.6	74.0
山口	10,116	2,275	2,728	1,894	390	2,284	83.3	86.1	83.7	82.8	85.7	83.3
徳島	5,526	913	1,154	711	196	907	77.9	81.3	78.6	80.1	76.1	79.2
香川	8,024	1,081	1,245	880	115	995	81.4	70.1	79.9	79.6	71.0	78.6
愛媛	10,614	1,597	1,929	1,262	269	1,531	79.0	81.0	79.4	81.1	82.4	81.3
高知	5,422	620	834	360	160	520	58.1	74.8	62.4	59.7	69.8	62.4
福岡	39,516	4,918	5,913	3,301	851	4,152	67.1	85.5	70.2	66.9	85.2	70.1
佐賀	7,180	1,350	2,026	1,144	583	1,727	84.7	86.2	85.2	83.7	80.8	82.8
長崎	10,977	1,999	2,850	1,413	670	2,083	70.7	78.7	73.1	70.0	71.7	70.5
熊本	14,096	2,236	3,381	1,458	869	2,327	65.2	75.9	68.8	67.5	77.1	70.8
大分	9,214	1,593	2,066	1,250	394	1,644	78.5	83.3	79.6	75.5	82.4	77.1
宮崎	9,128	1,497	2,360	1,136	665	1,801	75.9	77.1	76.3	72.4	72.6	72.5
鹿児島	13,380	2,113	3,227	1,600	952	2,552	75.7	85.5	79.1	76.4	81.8	78.3
沖縄	13,790	1,470	1,973	589	342	931	40.1	68.0	47.2	38.9	71.0	47.7
計	972,316	115,150	138,201	86,732	18,447	105,179	75.3	80.0	76.1	74.5	78.2	75.1
												0.8
												1.0

注 看護（5年課程5年次）は、高等学校卒業予定者ではないため集計からは除いている。

令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（都道府県別）

(男子)

令和4年10月31日現在

	卒業予定者数(人)		就職希望者数(人)		就職内定者数(人)		R04.10.31現在就職内定率(A)(%)		前年同期就職内定率(B)(%)		前年同期比増減(A-B)(ポイント)				
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計			
北海道	18,542	3,562	3,845	2,076	243	2,319	58.3	85.9	60.3	55.5	76.5	57.2	2.8	9.4	3.1
青森	5,038	836	1,413	563	417	980	67.3	72.3	69.4	64.7	69.7	66.7	2.6	2.6	2.7
岩手	4,948	1,131	393	911	314	1,225	80.5	79.9	80.4	77.8	83.5	79.3	2.7	△ 3.6	1.1
宮城	9,136	1,615	2,003	1,130	340	1,470	70.0	87.6	73.4	67.4	86.9	71.0	2.6	0.7	2.4
秋田	3,600	935	1,238	662	225	887	70.8	74.3	71.6	75.8	69.8	74.3	△ 5.0	4.5	△ 2.7
山形	4,537	1,079	1,363	825	226	1,051	76.5	79.6	77.1	72.6	78.7	73.7	3.9	0.9	3.4
福島	7,457	1,935	2,331	1,574	327	1,901	81.3	82.6	81.6	80.3	78.5	80.0	1.0	4.1	1.6
茨城	12,388	2,235	2,518	1,786	229	2,015	79.9	80.9	80.0	77.0	66.8	75.8	2.9	14.1	4.2
栃木	8,208	1,562	1,935	1,307	335	1,642	83.7	89.8	84.9	83.1	83.3	83.1	0.6	6.5	1.8
群馬	8,188	1,485	1,678	1,218	136	1,354	82.0	70.5	80.7	82.4	73.1	81.6	△ 0.4	△ 2.6	△ 0.9
埼玉	27,059	2,238	3,151	1,573	695	2,268	70.3	76.1	72.0	68.6	79.3	71.6	1.7	△ 3.2	0.4
千葉	23,595	2,324	2,688	1,495	276	1,771	64.3	75.8	65.9	64.5	70.6	65.4	△ 0.2	5.2	0.5
東京	48,491	2,433	2,877	1,585	311	1,896	65.1	70.0	65.9	64.7	82.0	66.8	0.4	△ 12.0	△ 0.9
神奈川	32,289	2,230	2,638	1,361	338	1,699	61.0	82.8	64.4	62.4	81.5	65.4	△ 1.4	1.3	△ 1.0
新潟	8,685	1,463	1,652	1,153	129	1,282	78.8	68.3	77.6	79.6	72.1	78.8	△ 0.8	△ 3.8	△ 1.2
富山	4,210	1,053	1,116	945	63	1,009	89.7	77.8	89.1	89.7	69.1	88.6	0.0	8.7	0.5
石川	4,761	971	1,073	817	73	890	84.1	71.6	82.9	82.7	81.2	82.5	1.4	△ 9.6	0.4
福井	3,399	690	759	601	51	652	87.1	73.9	85.9	84.8	50.7	81.9	2.3	23.2	4.0
山梨	3,890	568	663	464	75	539	81.7	78.9	81.3	82.2	78.5	81.6	△ 0.5	0.4	△ 0.3
長野	8,713	1,582	1,741	1,298	116	1,414	82.0	73.0	81.2	82.7	68.7	81.4	△ 0.7	4.3	△ 0.2
岐阜	8,230	1,330	1,859	1,095	458	1,553	82.3	86.6	83.5	84.0	89.3	85.5	△ 1.7	△ 2.7	△ 2.0
静岡	15,397	2,967	3,265	2,441	260	2,701	82.3	87.2	82.7	80.5	83.4	80.7	1.8	3.8	2.0
愛知	30,079	5,352	5,655	4,764	252	5,016	89.0	83.2	88.7	87.7	81.9	87.4	1.3	1.3	1.3
三重	7,197	1,804	2,100	1,577	263	1,840	87.4	88.9	87.6	87.6	87.8	87.6	△ 0.2	1.1	0.0
滋賀	6,057	974	1,064	817	78	895	83.9	86.7	84.1	82.9	82.2	82.9	1.0	4.5	1.2
京都	10,577	711	889	517	144	661	72.7	80.9	74.4	70.2	83.4	72.3	2.5	△ 2.5	2.1
大阪	33,560	3,207	3,461	2,390	216	2,606	74.5	85.0	75.3	72.5	87.2	73.7	2.0	△ 2.2	1.6
兵庫	20,845	2,621	3,141	2,139	441	2,580	81.3	86.5	82.1	81.2	88.6	82.4	0.1	△ 2.1	△ 0.3
奈良	5,399	394	670	266	231	497	67.5	83.7	74.2	67.1	81.1	72.8	0.4	2.6	1.4
和歌山	3,786	630	818	459	155	614	72.9	82.4	75.1	74.2	79.2	75.4	△ 1.3	3.2	△ 0.3
鳥取	2,291	418	570	320	124	444	76.6	81.6	77.9	85.0	75.5	82.9	△ 8.4	6.1	△ 5.0
島根	2,840	575	752	443	144	587	77.0	81.4	78.1	81.2	68.5	78.4	△ 4.2	12.9	△ 0.3
岡山	8,339	1,675	2,136	1,408	410	1,818	84.1	88.9	85.1	85.5	90.2	86.4	△ 1.4	△ 1.3	△ 1.3
広島	10,996	1,515	1,753	1,136	196	1,332	75.0	82.4	76.0	75.8	84.8	76.8	△ 0.8	△ 2.4	△ 0.8
山口	5,132	1,412	1,769	1,190	320	1,510	84.3	89.6	85.4	84.2	89.3	85.2	0.1	0.3	0.2
徳島	2,787	571	748	454	144	598	79.5	81.4	79.9	83.5	74.8	81.7	△ 4.0	6.6	△ 1.8
香川	4,063	699	830	586	92	678	83.8	70.2	81.7	81.3	78.0	80.9	2.5	△ 7.8	0.8
愛媛	5,401	992	1,256	791	217	1,008	79.7	82.2	80.3	83.8	83.1	83.6	△ 4.1	△ 0.9	△ 3.3
高知	2,765	389	557	233	133	366	59.9	79.2	65.7	61.8	73.6	65.2	△ 1.9	5.6	0.5
福岡	19,839	3,064	3,874	2,145	719	2,864	70.0	88.8	73.9	70.7	87.3	74.3	△ 0.7	1.5	△ 0.4
佐賀	3,726	767	1,269	650	441	1,091	84.7	87.8	86.0	82.2	81.1	81.8	2.5	6.7	4.2
長崎	5,567	1,186	1,797	819	498	1,317	69.1	81.5	73.3	67.4	76.1	70.2	1.7	5.4	3.1
熊本	7,310	1,375	2,183	894	626	1,520	65.0	77.5	69.6	77.9	79.2	71.5	△ 1.3	△ 1.7	△ 1.9
大分	4,734	973	1,305	767	277	1,044	78.8	83.4	80.0	77.9	84.5	79.6	0.9	△ 1.1	0.4
宮崎	4,703	865	1,468	650	484	1,134	75.1	80.3	77.2	72.3	74.2	73.1	2.8	6.1	4.1
鹿児島	6,751	1,239	2,061	923	717	1,640	74.5	87.2	79.6	73.0	84.6	77.7	1.5	2.6	1.9
沖縄	6,935	920	1,308	375	276	651	40.8	71.1	49.8	41.2	74.4	51.7	△ 0.4	△ 3.3	△ 1.9
計	492,440	70,562	86,764	53,593	13,221	66,814	76.0	81.6	77.0	75.4	80.3	76.3	0.6	1.3	0.7

注 看護(5年課程5年次)は、高等学校卒業予定者ではないため集計からは除いている。

令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（都道府県別）

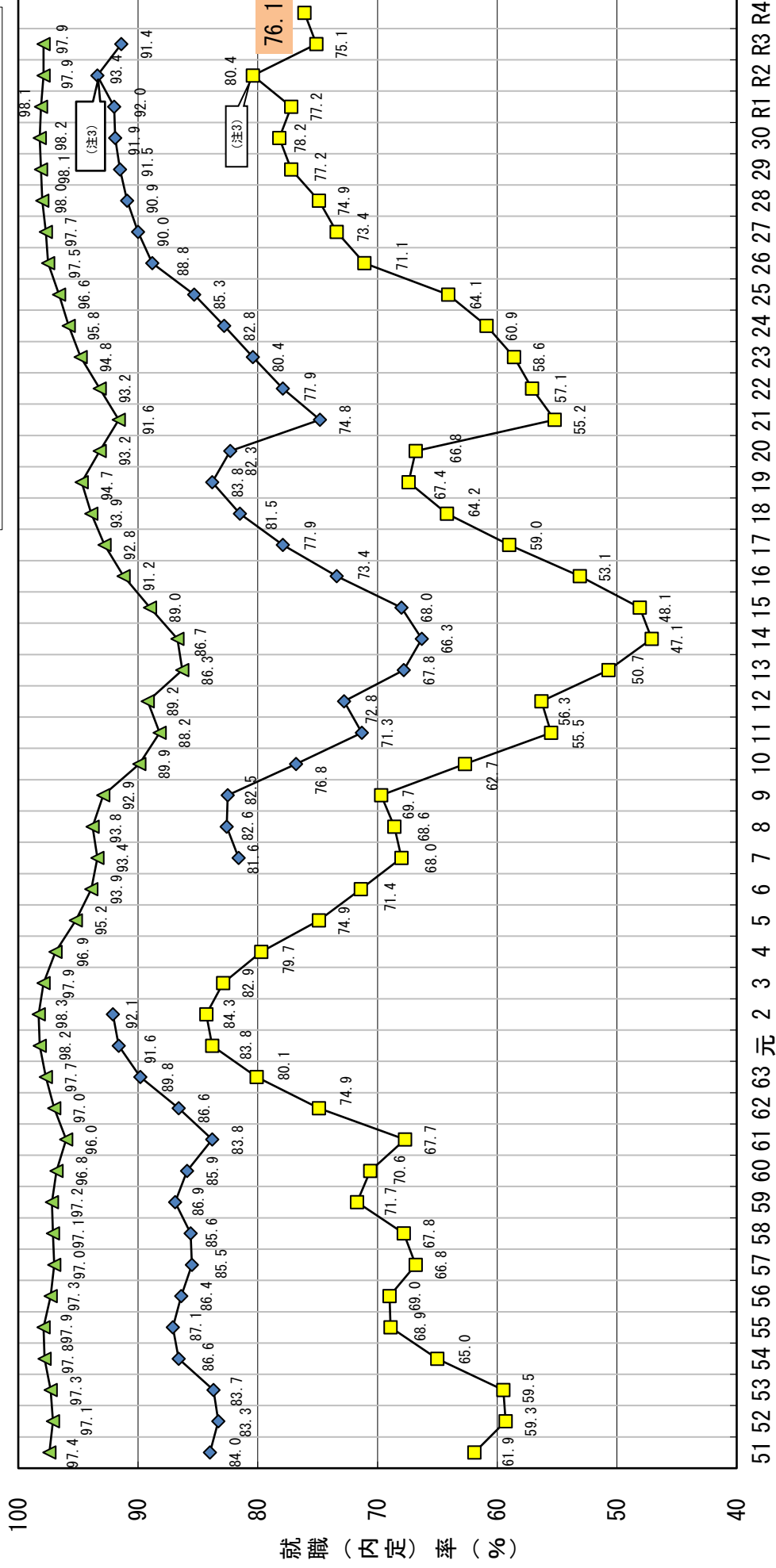
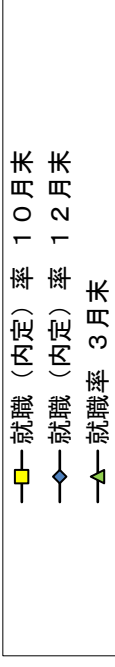
（女子）

令和4年10月31日現在

	卒業予定者数(人)			就職希望者数(人)			就職内定者数(人)			R04.10.31現在就職内定率(A)(%)			前年同期就職内定率(B)(%)			前年同期増減(A-B)(絶対)		
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計
北海道	18,284	2,671	2,740	1,572	45	1,617	58.9	65.2	59.0	57.7	58.1	57.8	1.2	7.1	1.2			
青森	4,805	609	894	392	203	595	64.4	71.2	66.6	67.1	67.5	67.2	△ 2.7	3.7	△ 0.6			
岩手	4,828	700	929	555	180	735	79.3	78.6	79.1	79.8	79.9	79.8	△ 0.5	△ 1.3	△ 0.7			
宮城	8,807	1,187	1,414	804	178	982	67.7	78.4	69.4	65.8	82.2	68.0	1.9	△ 3.8	1.4			
秋田	3,426	560	710	391	120	511	69.8	80.0	72.0	71.8	66.2	70.7	△ 2.0	13.8	1.3			
山形	4,280	730	889	544	128	672	74.5	80.5	75.6	78.6	81.7	79.1	△ 4.1	△ 1.2	△ 3.5			
福島	7,121	1,266	1,452	1,021	161	1,182	80.6	86.6	81.4	80.6	81.3	80.7	0.0	5.3	0.7			
茨城	11,584	1,412	1,597	1,067	140	1,207	75.6	75.7	75.6	72.2	77.7	72.9	3.4	△ 2.0	2.7			
栃木	7,723	904	1,062	738	130	868	81.6	82.3	81.7	81.7	77.7	81.2	△ 0.1	4.6	0.5			
群馬	7,688	822	933	651	84	735	79.2	75.7	78.8	78.3	62.7	77.0	0.9	13.0	1.8			
埼玉	25,476	1,585	2,285	1,141	574	1,715	72.0	82.0	75.1	69.9	79.1	72.5	2.1	2.9	2.6			
千葉	22,558	1,636	1,911	1,083	208	1,291	66.2	75.6	67.6	64.7	69.0	65.4	1.5	6.6	2.2			
東京	49,900	1,417	1,524	967	69	1,036	68.2	64.5	68.0	64.4	63.4	64.3	3.8	1.1	3.7			
神奈川	31,518	1,255	1,473	714	164	878	56.9	75.2	59.6	54.3	82.4	58.3	2.6	△ 7.2	1.3			
新潟	8,339	771	880	599	69	668	77.7	63.3	75.9	79.4	74.2	78.7	△ 1.7	△ 10.9	△ 2.8			
富山	4,103	488	505	430	12	442	88.1	70.6	87.5	87.9	72.7	87.2	0.2	△ 2.1	0.3			
石川	4,657	581	613	496	17	513	85.4	53.1	83.7	86.3	66.7	85.5	△ 0.9	△ 13.6	△ 1.8			
福井	3,338	386	428	329	18	347	85.2	42.9	81.1	84.2	44.1	81.6	1.0	△ 1.2	△ 0.5			
山梨	3,408	365	393	289	17	306	79.2	60.7	77.9	76.3	59.1	75.3	2.9	1.6	2.6			
長野	8,143	876	930	718	38	756	82.0	70.4	81.3	77.0	47.4	74.8	5.0	23.0	6.5			
岐阜	7,977	1,018	1,237	859	195	1,054	84.4	89.0	85.2	85.2	87.3	85.5	△ 0.8	1.7	△ 0.3			
静岡	14,357	2,061	2,191	1,740	107	1,847	84.4	82.3	84.3	82.5	73.8	82.0	1.9	8.5	2.3			
愛知	29,922	3,243	3,365	2,849	95	2,944	87.9	77.9	87.5	85.1	85.8	85.1	2.8	△ 7.9	2.4			
三重	7,096	1,227	1,333	1,069	97	1,166	87.1	91.5	87.5	86.8	83.9	86.5	0.3	7.6	1.0			
滋賀	5,793	727	774	602	39	641	82.8	83.0	82.8	80.0	72.4	79.4	2.8	10.6	3.4			
京都	10,750	399	486	301	67	368	75.4	77.0	75.7	73.5	69.1	72.7	1.9	7.9	3.0			
大阪	33,382	2,009	2,103	1,373	79	1,452	68.3	84.0	69.0	64.9	70.8	65.2	3.4	13.2	3.8			
兵庫	20,948	1,469	1,653	1,111	144	1,255	75.6	78.3	75.9	75.0	77.8	75.3	0.6	0.5	0.6			
奈良	5,192	288	405	180	85	265	62.5	72.6	65.4	70.6	66.4	69.4	△ 8.1	6.2	△ 4.0			
和歌山	3,549	386	462	276	60	336	71.5	78.9	72.7	73.2	63.5	71.8	△ 1.7	15.4	0.9			
鳥取	2,336	290	341	232	38	270	80.0	74.5	79.2	81.7	75.0	80.7	△ 1.7	△ 0.5	△ 1.5			
島根	2,706	324	373	259	31	290	79.9	63.3	77.7	83.9	64.1	80.7	△ 4.0	△ 0.8	△ 3.0			
岡山	7,739	854	969	657	76	733	76.9	66.1	75.6	76.1	67.8	75.2	0.8	△ 1.7	0.4			
広島	10,873	862	922	609	46	655	70.6	76.7	71.0	69.9	55.3	68.7	0.7	21.4	2.3			
山口	4,984	863	959	704	70	774	81.6	72.9	80.7	80.6	72.2	79.7	1.0	0.7	1.0			
徳島	2,739	342	406	257	52	309	75.1	81.3	76.1	73.3	78.7	74.4	1.8	2.6	1.7			
香川	3,961	382	415	294	23	317	77.0	69.7	76.4	76.5	48.6	74.2	0.5	21.1	2.2			
愛媛	5,213	605	673	471	52	523	77.9	76.5	77.7	76.4	79.4	76.7	1.5	△ 2.9	1.0			
高知	2,657	231	277	127	27	154	55.0	58.7	55.6	55.5	58.3	56.1	△ 0.5	0.4	△ 0.5			
福岡	19,677	1,854	2,039	1,156	132	1,288	62.4	71.4	63.2	60.7	77.5	62.4	1.7	△ 6.1	0.8			
佐賀	3,454	583	757	494	142	636	84.7	81.6	84.0	86.0	79.8	84.5	△ 1.3	1.8	△ 0.5			
長崎	5,410	813	1,053	594	172	766	73.1	71.7	72.7	73.7	60.5	70.9	△ 0.6	11.2	1.8			
熊本	6,786	861	1,198	564	243	807	65.5	72.1	67.4	69.2	71.0	69.7	△ 3.7	1.1	△ 2.3			
大分	4,480	620	761	483	117	600	77.9	83.0	78.8	71.6	76.0	72.3	6.3	7.0	6.5			
宮崎	4,425	632	892	486	181	667	76.9	69.6	74.8	72.5	68.5	71.4	4.4	1.1	3.4			
鹿児島	6,629	874	1,166	677	235	912	77.5	80.5	78.2	81.5	73.5	79.5	△ 4.0	7.0	△ 1.3			
沖縄	6,855	550	665	214	66	280	38.9	57.4	42.1	35.4	60.5	40.2	3.5	△ 3.1	1.9			
計	479,876	44,588	51,437	33,139	5,226	38,365	74.3	76.3	74.6	73.2	73.3	73.2	1.1	3.0	1.4			

注 看護（5年課程5年次）は、高等学校卒業予定者ではないため集計からは除いている。

新規高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況



注1 平成22年度卒業者の平成23年3月末現在の就職状況については、東日本大震災の影響により調査が困難とする岩手県の5校及び福島県の5校は、調査から除外。
 注2 平成3年度から平成6年度の4年間にについては、都道府県等の事務負担軽減を図るため年3回の調査を年2回として実施。
 注3 令和2年度調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日等を1か月後ろ倒しのため、11月末現在と1月末現在の数値となっている。



3 文科初第 2103 号
職 発 0217 第 4 号
開 発 0217 第 2 号
令 和 4 年 2 月 17 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長

伯 井 美 徳
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

小 林 洋 司
(公 印 省 略)

令和5年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに
文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を
円滑に実施する観点から、これまでも御尽力いただいているところであります。
令和5年3月の新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校
長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所
及び全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を
行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、
求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き
特段の御尽力をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能
力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と
全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱

いが行われないう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いいたします。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）等に基づく事前通知制度や事業所名公表制度、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）の一層の周知、学校と公共職業安定所（以下「安定所」という。）の十分な連携等により、採用内定取消し事案を的確に把握するため、特段の御協力をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添 1 から別添 3 までのとおり協力量依頼をいたしましたので、御了知願います。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

(1) 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考の開始期日については、令和 5 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和 4 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

(2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和 4 年 9 月 5 日（沖縄県については、令和 4 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業生の選考の開始期日については、令和 4 年 9 月 16 日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する安定所に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和 4 年 6 月 1 日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和 4 年 7 月 1 日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和 4 年 6 月 1 日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和 4 年 7 月 1 日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和 4 年 7 月 1 日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和 4 年 7 月 1 日から行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和5年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成14年度から開催している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催し、運営すること。

(1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。

ア 求人受理、紹介及び選考の開始期日等全国統一して実施すべき事項についての説明又は確認

イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法の在り方についての関係者の申合せ又は確認事項等の協議

ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議

エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討

オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討及び協議

カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等

(2) 上記(1)の検討、協議等に当たっては、令和2年2月10日に取りまとめられた「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム報告」等を踏まえ、各地域や学校の特性等に応じた学校による就職あっせんの在り方や、民間職業紹介事業者による就職あっせんの在り方に

ついて検討、協議等を行うこと。また、見直しを行う場合には、生徒の主体性を尊重しつつ、生徒がしっかりと学業に専念できる環境を整えることを念頭に行うとともに、当該見直しに係る生徒、学校、企業等への影響にも配慮し、経過措置を設けるなど丁寧な対応を行うよう留意すること。

なお、民間職業紹介事業者が参入する場合には、当該事業者に対し、学校との連携や、推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用について徹底すること。

(3) 検討会議で協議された申合せ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は、当該議事録の作成、保管等を行い、事務所内に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化

(1) 都道府県教育委員会及び私立学校主管部局は、都道府県雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局及び安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申合せをした内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、推薦、選考等の開始期日等を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

(2) 申合せをした期日より早期に推薦又は選考を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。

7 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情への配慮等について事業所へ協力を求めること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和4年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

各都道府県における早期に推薦、選考等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、令和4年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長宛て報告すること。



(別添1)

3 文科初第 2103 号
職 発 0217 第 5 号
開 発 0217 第 3 号
令 和 4 年 2 月 17 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

伯 井 美 徳
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

小 林 洋 司
(公 印 省 略)

令和 5 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和 3 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和 4 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱

いが行われないう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いいたします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いいたします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（新規義務教育学校卒業者及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いいたします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和 4 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定率（令和 3 年 10 月末現在。文部科学省調査）は 75.1%となっておりますが、昨年度に引き続き、一部の業種の求人が減少しているほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、採用選考活動に遅れがみられているなど注視が必要な状況にあります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和 5 年 3 月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いいたします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等 1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考の開始期日については、令和 5 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和 4 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和4年9月5日（沖縄県については、令和4年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和4年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。
 - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和4年6月1日から開始するものとする。
 - (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和4年7月1日から開始するものとする。
 - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和4年6月1日から開始するものとする。
 - (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和4年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和4年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和4年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和5年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインの活用に際して過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和4年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。



(別添2)

3 文科初第 2103 号
職 発 0217 第 6 号
開 発 0217 第 4 号
令 和 4 年 2 月 17 日

任用を担当する国の機関、独立行政法人及び特殊法人等の長 殿

文部科学省初等中等教育局長

伯 井 美 徳
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

小 林 洋 司
(公 印 省 略)

令和 5 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお
礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、
貴機関を始め各経営者団体等の御協力により、令和 3 年度においても適切な
取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職
希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を
図るため、令和 4 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次
第であります。

については、貴機関においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等
及び文書募集開始時期等の遵守について、御協力を賜るようお願いします。

新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基
づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制
課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱いが行
われないう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保
等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）の趣旨に沿った採用活動を行う
とともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

(1) 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考の開始期日については、令和5年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和4年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

(2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和4年9月5日（沖縄県については、令和4年8月30日）以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業生の選考の開始期日については、令和4年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和4年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和4年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和4年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和4年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和4年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和4年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和5年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和4年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。



(別添3)

職 発 0217 第 7 号
開 発 0217 第 5 号
令 和 4 年 2 月 1 7 日

主要就職情報出版企業団体等代表者 殿

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

小 林 洋 司
(公 印 省 略)

新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱いについて(依頼)

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、学校教育に与える影響なども考慮し、下記のとおりとすることとしましたので、貴団体においても御留意の上、これらの取扱いに格別の御配慮をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業等に対する周知についても、併せてお願い申し上げます。

記

- 1 新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。）を対象とする文書募集の開始時期は、令和4年7月1日以降とすること。なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。
 - (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合の推薦開始期日及び採用選考期日については、次のとおりとすること。

- ・推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和4年9月5日（沖縄県については令和4年8月30日）以降となるようにすること。
- ・選考開始期日については、令和4年9月16日以降とすること。

2 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。）を対象とする文書募集は行わないこと。

(案)

文 科 初 第 号
職 発 第 号
開 発 第 号
令 和 年 月 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤 原 章 夫
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

奈 尾 基 弘
(公 印 省 略)

令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまでも御尽力いただいているところであります。令和6年3月の新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）等に基づく事前通知制度や事業所名公表制度、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）の一層の周知、学校と公共職業安定所（以下「安定所」という。）の十分な連携等により、採用内定取消し事案を的確に把握するため、特段の御協力をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添 1 から別添 3 までのとおり協力量依頼をいたしましたので、御了知願います。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

(1) 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考の開始期日については、令和 6 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和 5 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

(2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和 5 年 9 月 5 日（沖縄県については、令和 5 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業生の選考の開始期日については、令和 5 年 9 月 16 日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手續等

(1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の

規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する安定所に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

（２） 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア） 安定所における求人申込みの受理は、令和５年６月１日から開始するものとする。

（イ） 安定所の他安定所への求人連絡は、令和５年７月１日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア） 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和５年６月１日から開始するものとする。

（イ） 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和５年７月１日から開始するものとする。

（ウ） 学校における求人申込みの受理は、令和５年７月１日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和５年７月１日から行うものとする。

（３） 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

３ 就業の開始期日

（１） 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条第 1 項の規定により令和 6 年 4 月 1 日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないように十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成 14 年度から開催している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催し、運営すること。

(1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。

ア 求人受理、紹介及び選考の開始期日等全国統一して実施すべき事項についての説明又は確認

イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法の在り方についての関係者の申合せ又は確認事項等の協議

ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議

エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討

オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討及び協議

カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等

(2) 上記(1)の検討、協議等に当たっては、令和 2 年 2 月 10 日に取りまとめられた「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム報告」等を踏まえ、各地域や学校の特性等に応じた学校による就職あっせんの在り方や、民間職業紹介事業者による就職あっせんの在り方について検討、協議等を行うこと。また、見直しを行う場合には、生徒の主体性を尊重しつつ、生徒がしっかりと学業に専念できる環境を

整えることを念頭に行うとともに、当該見直しに係る生徒、学校、企業等への影響にも配慮し、経過措置を設けるなど丁寧な対応を行うよう留意すること。

なお、民間職業紹介事業者が参入する場合には、当該事業者に対し、学校との連携や、推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用について徹底すること。

(3) 検討会議で協議された申合せ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は、当該議事録の作成、保管等を行い、事務所内に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導

(1) 都道府県教育委員会及び私立学校主管部局は、都道府県雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局及び安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申合せをした内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、推薦、選考等の開始期日等を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

(2) 申合せをした期日より早期に推薦又は選考を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。

7 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情への配慮等について事業所へ協力を求めること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和5年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

各都道府県における早期に推薦、選考等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、令和5年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長宛て報告すること。

(別添1)

文科初第 号
職発 第 号
開発 第 号
令和 年 月 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原章夫
(公印省略)

厚生労働省職業安定局長

田中誠二
(公印省略)

厚生労働省人材開発統括官

奈尾基弘
(公印省略)

令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和4年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和5年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いが行

われないう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（新規義務教育学校卒業者及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和 5 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定率（令和 4 年 10 月末現在。文部科学省調査）は 76.1%と、新型コロナウイルス感染症の影響は薄まってはいるものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和 6 年 3 月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考の開始期日については、令和 6 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和 5 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

(2) 新規高等学校卒業者の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和5年9月5日（沖縄県については、令和5年8月30日）以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和5年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(※) 民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和5年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和5年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和5年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和5年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和5年7月1日から開始

するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和5年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和6年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインの活用に際して過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和5年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

(別添2)

文科初第 号
職 発 第 号
開 発 第 号
令和 年 月 日

任用を担当する国の機関、独立行政法人及び特殊法人等の長 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤 原 章 夫
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

奈 尾 基 弘
(公 印 省 略)

令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴機関を始め各経営者団体等の御協力により、令和4年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和5年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴機関においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、御協力を賜るようお願いいたします。

新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いが行われないう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いいたします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

(1) 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考の開始期日については、令和6年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和5年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

(2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和5年9月5日（沖縄県については、令和5年8月30日）以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業生の選考の開始期日については、令和5年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和5年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和5年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和5年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和5年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和5年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和5年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和6年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和5年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

職 発 第 号
開 発 第 号
令 和 年 月 日

主要就職情報出版企業団体等代表者 殿

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

奈 尾 基 弘
(公 印 省 略)

新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱いについて(依頼)

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、学校教育に与える影響なども考慮し、下記のとおりとすることとしましたので、貴団体においても御留意の上、これらの取扱いに格別の御配慮をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業等に対する周知についても、併せてお願い申し上げます。

記

- 1 新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。）を対象とする文書募集の開始時期は、令和5年7月1日以降とすること。なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。
 - (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

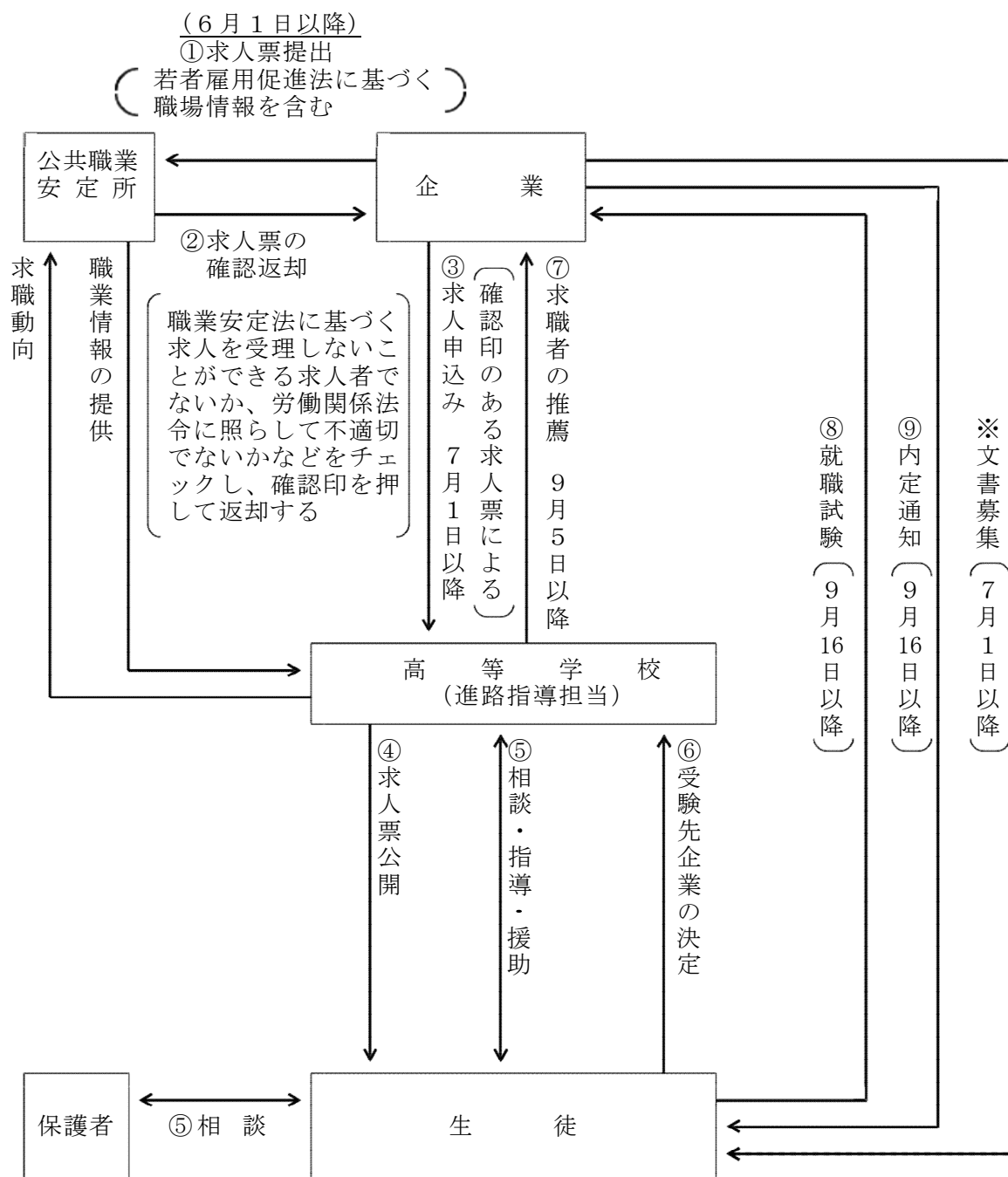
(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合の推薦開始期日及び採用選考期日については、次のとおりとすること。

- ・推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和5年9月5日（沖縄県については令和5年8月30日）以降となるようにすること。
- ・選考開始期日については、令和5年9月16日以降とすること。

2 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。）を対象とする文書募集は行わないこと。

令和6年3月新規高等学校卒業者の就職に関する仕組み（案）



【採用選考開始期日等】

- ①公共職業安定所による求人申込の受付開始 6月 1日
- ③学校への求人申込及び学校訪問開始 7月 1日
- ⑦企業へ生徒の応募書類提出開始 9月 5日
- ⑧・⑨選考開始及び内定開始 9月16日

※ 文書募集開始 7月 1日

文書募集による求人手続きについても、通常の手続きと同様に安定所の確認を受けるとともに、応募の受付は学校または安定所を通じて行い、推薦開始期日、採用選考期日についても通常のとおりとする。

高等学校就職問題検討会議（第 32 回）意見交換用様式

氏 名 井 戸 康 文

所属団体名 全国高等学校長協会就職対策委員会

【テーマ 1】就職活動の現状と翌年度に向けた課題及び早期離職に関する状況等について

○就職活動の現状

就職希望者数の割合が高校卒業生数の減少と比較して就職希望者数のより多い割合で年々減少している。

少子化のため、大学へ入りやすくなっていることから、高等学校としては学科にかかわらず大学進学を進めている。保護者からも大学への進学希望を期待する声が多い。

○昨今の傾向

離職することよりは発展的に様々な経験を積んで自分なりの仕事を見つけさせることが将来の生活につながっていくよう指導している。高等学校の進路指導が早期離職を大きな課題とはとらえにくくなっている。

○翌年度に向けた課題

キャリア教育を進めていく際に、官民学が一体となって進めることができる体制づくりと中長期的（5年以上先）に就職の在り方を考え、担当者任せにならないように継続性と実現可能な組織づくりが課題と思われる。

【テーマ 2】コロナ禍におけるインターンシップの現状と課題

○インターンシップの現状

専門学科高校や総合学科高校では積極的に職場体験や実習を取り入れることを学校行事として行っているが、我が国の 7 割を占める普通科高校ではインターンシップの導入が進んでいない。コロナ禍におけるインターンシップについては、まだ平常どおりの活動に戻っていない。インターンシップが実施できていない現状である。

一方、実施しようと計画を試みた学校からは、企業側から感染症を防止する点から断られる状況もあったと報告があった。

○インターンシップを実施する上での課題

インターンシップは必要だとは思っている教員や生徒は多いが、重要度は高くないため実施する意欲に欠ける。インターンシップへの興味関心を高めることが課題である。学校だけでは意欲を育てることができない。生徒の主体性を導くことができるように生徒を取り巻く組織が整えることが肝要。

また、キャリア教育を教育課程に位置づけて実施する場合、教員への負担や生徒からの要望、保護者からの期待を鑑みると、インターンシップの価値を高め、充実感を高める必要がある。

※ 上記テーマにつき、各学校や企業等における実態や、現在感じていること、また、ご所属の団体の関係者等の声など、ご自由に記述ください。

高等学校就職問題検討会議（第 32 回）意見交換用様式

氏 名 並川 直人

所属団体名 全国農業高等学校長協会

【テーマ 1】就職活動の現状と翌年度に向けた課題及び早期離職に関する状況等について

意見交換資料を作成するにあたり、本協会の副理事長、支部長、自校の進路指導主任から意見聴取を行いました、

【求人状況】

- ・ 求人倍率が増加している地域が殆どである。求人数が全国平均の 3 倍、過去最高になった県もあるが、進学希望者の増加もあり、就職を希望する生徒の人材不足傾向がある。
- ・ 地元志向が強く県内就職者が多い。地域社会を支える貴重な人材となっている。
- ・ 経済活動の再開に伴い、未曾有の売り手市場となっている。
- ・ 飲食関係の求人が復活した。
- ・ 農業関係の求人は相変わらず少なく、親元就農者数を法人就農者数が超えたとの報告もあるが進路先の開拓や農業法人への働きかけが必要である。
- ・ 求人増加に伴い、毎日来校する人事担当への担当、求人票の事務処理にマンパワーが不足している。

【就職活動の状況】

- ・ 応募前の職場見学の実施率が高くなっているが、地域差もみられる。
- ・ 内定率は各地域とも高い傾向にある。
- ・ 県外就職者が高いので、関係機関と連携して県内企業の PR や魅力発信を強化し、県内就職を希望する生徒を増やしたい。
- ・ 生徒の希望が地元の大手企業に集中し、多くの企業の需要を満たすことができていない。背景として生徒が地元企業をよく知らないことが挙げられる。年間で地元企業 30 社に来校してもらいガイダンスを実施しているが、生徒は卒業生が就職した会社を選ぶ傾向が強い。
- ・ 合格内定後の研修について、授業日に設定してくる企業があり、理由を尋ねたところ、大学生とともに研修を行いたいという事であった。高校生は授業が優先となるよう、研修日や期間について配慮が欲しい。
- ・ 求人票の WEB 化や就職試験の CBT 化が進む中、その対策と指導が必要になっている。

【早期離職について】

- ・ 学校で把握できるのは本人や企業等から退職後に知らされることが多く、全容は掴みにくい。
- ・ 会社見学を行って入社しても自分がやりたい仕事ではなかった、思っていた

職場ではなかったとの理由で離職する生徒が一定数いる。

- ・離職者の原因として、コミュニケーション不足、人間関係の気まずさや業務内容のミスマッチ、忍耐力のなさなどがあげられる。
- ・保護者向けの企業説明会に入社数年までの新人社員を参加させる企業がある。入社して成長している姿を見る事ができ、入社後も大切にしてもらえている、成長が感じられる企業が増えれば離職者は減るのではないかと思う。

【課題解決に向けて】

- ・応募前見学には必ず行くように指導を徹底させたい。
- ・学校がハローワークと連携し、再就職支援の体制を整備することが必要。
- ・企業が求める人材を意識し、研究していくことも大切である。
- ・新規高等学校卒業者の就職活動に関わる仕組みやルールなど、根本的な部分から検討する必要があるのではないか。
- ・12月にハローワークの就職ナビゲータが生徒にクリスマスカードを贈ってくれ、生徒に手渡す際に、仕事を始めて辛くなった時に、「職場で信用できる先輩」「家族や友人」「公的な機関（ハローワーク）」の3か所に相談してみようと伝えてくれている。
- ・企業からの要望により、就職した年の6月頃に、企業の人事担当者とその生徒の特性や性格について話をし、企業で成長するための効果的な声掛けの仕方などの方法を検討する会議を開催した。企業側の人材育成についての考え方がよくわかった。
- ・学んだ事を活かせる就職先は（数値では掴んでいないが）マッチングがうまくいき、離職率が少ないように感じている。

【テーマ2】コロナ禍におけるインターンシップの現状と課題

- ・インターンシップの実施企業等はコロナ禍前の水準に戻った地域が多い。
- ・コロナ対策が進み、インターンシップの受け入れに協力的になった。
- ・実施はできたが、コロナ禍前よりは期間が短くなった。
- ・看護・医療系、食品系はまだ受け入れ先がほぼないか少ない。
- ・介護施設や保育施設でのインターンシップは困難な状態が続いている。
- ・日帰りでのインターンシップは再開したが、宿泊を伴う県外でのインターンシップは中止が続いている。
- ・コロナ禍でインターンシップを実施できなかった学年は進路選択の実感がもちにくく、進路に対する頑張りもやや弱いように感じる。
- ・1社だけでなく複数社のインターンシップが体験できるとよい。
- ・これまでは学科に関係する企業を中心に実施してきたが、生徒の進路希望が多様化してきており、本人の希望等も考慮して柔軟にインターンシップを実施することが望ましいのではないか。

高等学校就職問題検討会議（第 32 回）意見交換用様式

氏 名 福田 健昌

所属団体名 全国工業高等学校長協会

【テーマ 1】就職活動の現状と翌年度に向けた課題及び早期離職に関する状況等について

【現状】

厚生労働省(令和 4 年 10 月)有効求人倍率は、1.34 倍(昨年度 1.15 倍)、新規求人倍率は 2.27 倍(2.08 倍)であり、コロナ禍前と比較すると低い数字である。しかしながら、工業高校への求人は 17.2 倍(15.4 倍)と近年最高の倍率となった。

【課題と早期離職に関する状況】

本協会では、令和 4 年 10 月から 11 月に東海地区で離職率調査を行った。就職内定率 99.7%、就職後 3 年間を経た現在も勤務を続けている工業高校卒業生は 68.7%、離職者 14.3%、不明や回答無し 17.4%であった。厚生労働省調査によれば、全国の調査対象年度の新規高卒者の離職率が 35.9%であることから、高い定着率であることがわかる。また、この傾向は、全国的である。

定着率の要因として考えられるのは丁寧な進路指導やキャリア教育の積み重ねにより地域の発展に貢献するとともに、産業社会のニーズに応えることにつながっている。企業サイドも早期離職対策として「職場での意思疎通の向上」「本人の能力・適性にあった配置」「教育訓練の実施・支援」「面接制度の構築」など行っている。一方、離職理由は、「転職」「仕事の適正」である。

今後も離職率の実態を正確に把握し原因を分析し、離職率低下に向けた教育内容の改善に取り組まなければならない。

【テーマ 2】コロナ禍におけるインターンシップの現状と課題

【現状】

今年度は、生徒や企業担当者がコロナの陽性となり急に予定が変更になるなど対応もあったが、コロナ禍前に復活の傾向である。また、高校生のインターンシップに理解のある企業が増加している。製造業を中心に人材不足の背景があると考えられる。林業など、幅広くインターンシップ先が広がる傾向もみられる。

【課題】

家庭で保護者と働くこと(就職)について、コミュニケーション不足であると感じる例がある。専門学校などの進学を希望し就職を先送り傾向もありインターンシップに積極的になれない生徒もいる。

木材加工などの実習を通して、金属加工以外にも興味や関心持つ生徒のインターンシップ先として林業が追加された。都市部より移動時間の課題が残った。

※ 上記テーマにつき、各学校や企業等における実態や、現在感じていること、また、ご所属の団体の関係者等の声など、ご自由に記述ください。

高等学校就職問題検討会議（第 32 回）意見交換用様式

氏 名 石山 智典

所属団体名 全国商業高等学校長協会

【テーマ 1】就職活動の現状と翌年度に向けた課題及び早期離職に関する状況等について

本協会が令和 4 年度中に全国の商業高校を対象に行った調査等では、今年度の就職活動、就職状況について以下のような特徴があげられる。

- ①求人数は増加傾向で、早期に決まることが多い。
- ②就職希望者数は減少傾向で、さまざまな場面で卒業生を受け入れて就職を支えてくれた企業に送る生徒がいないという状況が一部に生まれている。
- ③地元志向が強くなり、特に保護者の意向で都市部を敬遠する傾向が一部見られる。
- ④進学希望者は引き続き増加しているが、コロナの影響等により家庭の経済事情が悪化し進学を断念し就職を希望する生徒が一部に出現している
- ⑤生徒が主体的に選ぶというよりも保護者の意向が強くなっている
- ⑥商業高校からは引き続き事務系の希望が多いが、一部の地域では事務系の求人も増加している。

今後の対策、対応としての以下のような意見がある。

- ⑦早い段階から就職に目を向けさせることで安易に進学、特に専門学校進学を回避する。
- ⑧創造性や柔軟性、筋道を立てて考える力や資料を読み取る力等を身につけさせることで、企業の求める人材を育成していく。

【テーマ 2】コロナ禍におけるインターンシップの現状と課題

本協会が令和 4 年度及び 3 年度に行った調査や本協会が開催した就職問題連絡協議会における参加企業等からの情報、東京近県の状況等によれば、インターンシップは企業、学校ともに重要視している。企業側は地域企業や当該企業の魅力を知り就職に結び付けるため、学校側としては職業意識の醸成や就職のミスマッチを避けるためという理由を挙げている。

一方で、コロナの影響で実施できていないケースは多い。学校側が自粛するケースや企業側が受け入れを断るケースがある。今年度からは規模を縮小するなどにより再開している学校も見受けられる。インターンシップの代替として、複数の業種の企業から学校に人を集めてクラス別等小グループの講演会を開催、バス利用による見学会を開催、というケースも見られた。

コロナの動向にもよるが、通常通り実施した学校や来年度以降の実施について企業側と合意している学校が一部あることから、コロナ対策の緩和とともにインターンシップの実施校が増加することが見込まれる。

※ 上記テーマにつき、各学校や企業等における実態や、現在感じていること、また、ご所属の団体の関係者等の声など、ご自由に記述ください。

【テーマ 1】就職活動の現状と翌年度に向けた課題及び早期離職に関する状況等について

○コロナ禍における就職活動の現状と課題

- ・インターンシップや企業訪問、外部講師による進路研究会等、キャリア教育の機会が減少したことが、勤労観・職業観の未熟さに繋がっている。
- ・オンライン面接など就職試験の形態が変化し、その変化に対応できない生徒もいる。そこで、実情に応じた指導を一層充実させていく必要がある。
- ・学校行事の中止や活動の制限により、自己 PR 材料が不足していた。

○家庭の専門学科で学んだことを生かせる求人等の状況

- ・服飾関係が特に少ない現状である。アパレル販売等の求人はあるものの、縫製の仕事については、コロナ禍を問わず、求人が少ない状況が続いている。ハローワークや地元企業、関係職員とのつながり等から、新たな求人を開拓していく必要がある。
- ・調理関係はコロナ禍以前の状況に戻りつつあり、希望の職場への就職内定者が増えた。

○早期離職に関する状況

- ・家庭の専門学科で学んだ知識や技術を生かせる職種の求人が少ないため、希望の職種でなかったというミスマッチがその要因の一つと思われる。
- ・生徒・教員共に企業の情報不足・理解不足がミスマッチに繋がっている。特に、コロナ禍で、キャリア教育の機会が減少したことが影響している。
- ・「社会人基礎力」の不足が顕著で、特にコミュニケーション能力が不足しているため、職場での人間関係の構築が難しいことに起因するケースもある。
- ・本来、進学希望であったものの、経済的な事情で就職せざるをえなかったため、勤労意欲が不足していたと思われるケースもある。

【テーマ 2】コロナ禍におけるインターンシップの現状と課題

- ・コロナ禍前に近い状況で、医療系、保育系、教育系、食品系の企業(事業所)にインターンシップ受け入れてもらえる状況にある学校と、依然としてインターンシップ受け入れ企業の少ない学校がある。
- ・レストランへのインターンシップに参加した生徒は、職場や働き方について理解がより一層深まり、しっかりと納得した上で就職先を決断できていた。
- ・下級生のキャリア教育の一環として、校内での報告会を実施している。
- ・キャリア教育上、大変有意義な活動であるので、With コロナの状況にあっても受け入れてもらえる企業において積極的に実施していきたい。
- ・学校としても企業との信頼関係を築き、インターンシップの受け入れをお願いしていきたい。